

企業の知財活用支援

道内2行2信金

道内金融機関が特許庁の「知財ビジネス評価書」制度を利用し、取引先企業の持つ特許や商標権など知的財産活用の支援に乗り出している。専門家を派遣し企業の知財を評価する同制度には本年度、道内から2行2信金が採択された。各金融機関は「知財を切り口に、課題解決や成長戦略を手助けしたい」と取引先企業の収益力向上や、さらなる融資につなげたいと考えた。

同制度は特許庁が2015年度に導入。道内ではこれまで北洋銀行（15、16年度）、道銀（16年度）が採択され、本年度は両行のほか旭川信金と室蘭信金が初めて採択された。金融機関が申請すると、弁理士やコンサルタントなど知財評価の専門家を企業に無償で派遣。知財の価値を算定し、市場や競合他社の動向を踏まえて独自性や課題、販路拡大のポイントなどをまとめた評価書を作成する。

本年度は全国で127機関が採択され、初年度から倍増した。金融庁が、担保ではなく企業の将来性や事業内容を重視して融資を決める「事業性評価」の推進を金融機関に求めていることが背景にあるようだ。

北洋銀行は知財の価値を見て無担保で融資する制度を15年度に道内で初めて開始。16年にトンネル工事などに関わる特許を持つ土木資材製造販売の東宏（札幌）

将来性を評価「成長戦略手助け」

に1億円を融資した。

17年度には、サケの軟骨から育毛促進に効果のある物質を抽出する技術で特許を持つベンチャー企業リナイス（札幌）の評価書を作成。技術力や将来性が見込めると判断し、2月末に2千万円を融資した。同社は原料調達費に充てる計画で、中野英春社長は「不動産や大型設備を持っていない、技術力だけが勝負の会社にとって、こうした制度は助かる」と話す。同行は「価値が見えづらい知財を専門家の力を借りて評価することを通じ、顧客を支援したい」（広報室）とする。

旭川信金は建築現場の足場に関する特許を持つ建設業者の評価書を作成。「企業の持つ技術の特長を把握できた」（課題解決推進部）とし、マーケティング支援につなげる。

地元ベンチャー企業の評価書を作成した室蘭信金も「理解が難しかった専門的な技術を分かりやすい形で示してもらった」（経営企画管理部）といい、販路拡大などに生かし収益向上を後押しする。

道銀は行内で知財セミナーを開くなど、行員の理解度向上を図っており、「知財は企業の潜在能力を図ることができるツール。今後重視していきたい」（融資部）としている。

